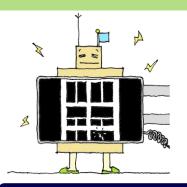
# ~所有者・管理者の皆さまへ~

# 建築物の確認調査について



「定期報告制度」は、建築物を建てた後も、健康 診断のように、建築物を定期的に点検し、安全に維持管理していくための制度です。この度、定期報告 制度変更に伴い、対象となる建築物の確認調査を行いますので、御協力をお願いいたします。

## 1 確認調査の目的

建築基準法の改正(平成 28 年 6 月 1 日施行)により、建築物の状況を定期的に行政に報告いただく「定期報告」という制度の対象建築物が拡大され(定期報告制度の説明は2ページ以降をご覧ください)、これまで市で指定していた対象建築物に加えて、新たに国が対象建築物を指定することとなりました。

そこで、**新たに定期報告制度の対象**となる可能性がある建築物の**所有者又は管理者**の皆様に,この確認調査を送付しています。

新たに国が指定した建築物の用途・規模等は、**3ページの青色の表**のとおりです。(これまで京都市で指定していた建築物は、引き続き対象とする予定です。京都市の対象建築物については、**4ページの黄色の表**をご確認ください。)

今後,適正な処理を行うために,お手数ですが,**回答票(別紙3)**にて御回答いただきますようお願いいたします。

なお, この確認調査の送付に当たっては, 建物情報等の事前調査を行っておりますが, これらの調査 結果が実際と相違していることが考えられます。現在の使用状況と相違がある場合は申し訳ございませんが, 御了承ください。

# 2 確認調査の回答方法等

#### 御回答について

回答票(別紙3)に御記入の上,同封の返信用封筒で返送をお願いします。回答票の記載にあたっては、別紙2の記入例を御覧ください。

#### ○ 御質問について

御質問がありましたら,**別紙5**に記載の**説明・相談会**にお越しいただくか,下記までお問合せください。また,よくいただく御質問については,別紙4(よくある質問)に記載しております。



#### ■お問合せ■

京都市都市計画局建築指導部

【 **制度全般・建築物** 】 建築安全推進課 [安全対策第一係] (電話 075-222-3613) 【**防火設備・建築設備**】 建築審査課[設備審査係] (電話 075-222-3616)

## 3 定期報告制度とは?

多数の方が利用する建築物では、火災や災害等が発生したとき等に、不適切な維持管理が原因で 惨事につながることがあります。

こうした事態を防ぎ、建築物を安心して使い続けるためには、建築物や建築設備等の定期的な点検が重要であり、**建築基準法**では、多数の方が利用する<mark>建築物</mark>やその**建築設備等**について、その所有者等が、専門の技術者に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁(京都市長)に報告するように定めています。

この制度を「定期報告制度」といいます。

定期報告制度による定期的な調査・検査は、建築物での事故を防ぎ、安全性を保つとともに、不 具合や傷みを早期発見することにより、経年劣化を防ぎ、建築物の資産価値を維持・向上させることを目的としています。

定期報告の調査・検査は、資格を持った専門の技術者により行う必要があります。

- ■建築物の調査 ⇒ 一級建築士, 二級建築士又は特定建築物調査員
- ■建築設備の検査 ⇒ 一級建築士, 二級建築士又は建築設備検査員
- ■防火設備の検査 ⇒ 一級建築士,二級建築士又は防火設備検査員



調査・検査の内容は、以下の項目です。

- **建築物の定期調査の対象となるもの** 敷地及び地盤,建築物の外部,屋上及び屋根,建築物の内部,避難施設等
- <mark>建築設備の定期検査の対象となるもの</mark> 換気設備で風道を有するもの,排煙設備で排煙機を有するもの,非常用の照明装置
- 防火設備の定期検査の対象となるもの 随時閉鎖(火災による煙や熱を感知し,自動的に閉鎖すること)又は作動できる防火 設備(防火ダンパーを除く)



## 4 対象となる報告

建築物、建築設備、防火設備のいずれの調査・検査が対象となるかについては、次の通りです。

- (1) 3ページの青色の表のいずれかに該当するもの
  - → **建築物**の定期報告及び**防火設備**の定期報告が必要です。 (B-④, D-④, E-④のみ該当するものは防火設備のみ対象)
- (2) 4ページの黄色の表中,区分アのいずれかに該当するもの
  - → **建築物**の定期報告が必要です。
- (3) 4ページの黄色の表中、区分イのいずれかに該当するもの
  - → 建築物の定期報告及び建築設備の定期報告が必要です。
- ※ 複数の項目に該当する場合は、いずれかではなく、それぞれの定期報告が必要となります。 例えば、(1)と(3)に該当する場合は、建築物、建築設備、防火設備のそれぞれの定期報告が必要となります。(ただし、建築物の定期報告を重複して御提出いただく必要はありません。)
- 定期報告制度に係る詳細については、本市ホームページ内に随時情報を掲載していますので、検索サイトで**「京都市」定期報告制度」**と入力し、御確認ください。

京都市 定期報告制度

検 索

URL: http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/54-12-0-0-0-0-0-0-0.html



※ 用途に供する部分の床面積とは、その用途のための従たる施設も含まれます。 (例えば、物販店舗であれば、売場だけでなく、廊下、階段、便所、物品倉庫(バックヤード)、事務室、 従業員の休憩室・食堂、機械室・電気室等も、物販店舗の用途に含まれます。)

7. A. C. M.		57.V	対象となる用途部分の階・規模等☆1	
記号	建築物の用途	区分	<b>箇</b> 所	用途に供する部分の床面積*
А	劇場,映画館,演芸場 観覧場(屋外に客席を有する ものを除く。) 公会堂,集会場	1	3階以上の合計	100 ㎡超
		2	客席部分の合計	200 ㎡以上
		3	<ul><li>劇場,映画館,演芸場で 主階が1階以外のもの 建物全体の合計</li></ul>	100 ㎡超
		4	地階の合計	100 ㎡超
В	病院 診療所(患者を入院させるため の施設があるものに限る。)	1	3階以上の合計	100㎡超
		2	(2階に入院施設がある場合) 2階部分の合計	300 ㎡以上
		3	地階の合計	100㎡超
		4	建築物全体の合計	200 ㎡以上
	ホテル 旅館	1	3階以上の合計	100㎡超
С		2	2階部分の合計	300 ㎡以上
		3	地階の合計	100 ㎡超
	共同住宅, 寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅, 認知症高齢者・障害者グループホームに限る。☆2)	1	3階以上の合計	100 ㎡超
D		2	2階部分の合計	300 ㎡以上
		3	地階の合計	100 ㎡超
		4	建築物全体の合計	200 ㎡以上
_	高齢者, 障害者等の就寝の用に 供する児童福祉施設等☆3	1	3階以上の合計	100 ㎡超
		2	2階部分の合計	300 ㎡以上
Е		3	地階の合計	100 ㎡超
		4	建築物全体の合計	200 ㎡以上
١	体育館, 博物館, 美術館 図書館, ボーリング場 スキー場, スケート場 水泳場, スポーツの練習場 (学校に附属するものを除く。)	1	3階以上の合計	100 ㎡超
F		2	建築物全体の合計	2,000 ㎡以上
	百貨店 マーケット 展示場 物品販売業を営む店舗	1	3階以上の合計	100㎡超
G		2	2階部分の合計	500 ㎡以上
		3	地階の合計	100㎡超
		4	建築物全体の合計	3,000 ㎡以上
Н	飲食店,遊技場,公衆浴場 キャバレー,カフェー ナイトクラブ,バー ダンスホール 待合,料理店	1	3階以上の合計	100㎡超
		2	2階部分の合計	500 ㎡以上
		3	地階の合計	100 ㎡超
		4	建築物全体の合計	3,000 ㎡以上

<sup>☆1</sup> 避難階のみを対象用途で利用している場合は、報告の対象外となります。ただし、B-④、D-④、E-④については、避難階のみを対象用途で利用している場合でも対象となります。

<sup>☆2</sup> サービス付き高齢者向け住宅,グループホームの用途の判断は、別紙4(よくある質問)の表を御覧ください。

<sup>☆3</sup> 助産施設, 乳児院, 障害児入所施設, 助産所, 盲導犬訓練施設, 救護施設, 更生施設, 老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所, 看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む), 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム, 有料老人ホーム, 母子保健施設, 障害者支援施設, 福祉ホーム, 障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業所で, 利用者の就寝の用に供するものに限る)等が該当します。

# ■京都市指定の定期報告対象建築物一覧表

※ **用途に供する部分の床面積**とは、その用途のための従たる施設も含まれます。 (例えば、物販店舗であれば、売場だけでなく、廊下、階段、便所、物品倉庫(バックヤード)、事務室、 従業員の休憩室・食堂、機械室・電気室等も、物販店舗の用途に含まれます。)

	<b>建筑地</b> の田冷	5/\	四分に出せて並八の仕去注※
記号	建築物の用途	区分	用途に供する部分の床面積*
_	劇場,映画館,演芸場 観覧場(屋外に客席を有するものを除く。) 公会堂,集会場		500 ㎡超~1,500 ㎡以下
A			1,500 ㎡超
В	病院 診療所(患者を入院させるための施設が		500 ㎡超~1,500 ㎡以下
В	あるものに限る。)	1	1,500 ㎡超
С	ホテル 旅館		500 ㎡超~1,000 ㎡以下
			1,000 ㎡超
D	下宿,共同住宅,寄宿舎 (昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手 したものに限る。)		1,000 ㎡超
			_
E	児童福祉施設等(老人福祉施設,保育所, 身体障害者社会参加支援施設等)		500 ㎡超~1,500 ㎡以下
			1,500 ㎡超
F	学校,体育館,博物館,美術館 図書館,ボーリング場		1,000 ㎡超~1,500 ㎡以下
Г	スキー場,スケート場 水泳場,スポーツの練習場	1	1,500 ㎡超
G	百貨店,マーケットその他の物品販売業を営む店舗(卸売業を営む店舗を除く。) 展示場	ア	500 ㎡超~1,500 ㎡以下
<u> </u>		1	1,500 ㎡超
Ι	飲食店, 遊技場, 公衆浴場 キャバレー, カフェー ナイトクラブ, バー ダンスホール 待合, 料理店	ア	500 ㎡超~1,500 ㎡以下
		1	1,500 ㎡超
ı	自動車車庫,自動車修理工場	ア	1,000 ㎡超~1,500 ㎡以下
	映画スタジオ,テレビスタジオ		1,500 ㎡超
J	事務所その他これに類する用途 (当該用途に供する建築物の階数が5以上である場合に限る。)		1,000 ㎡超~1,500 ㎡以下
			1,500 ㎡超
K	前各項に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの		_
-			1,500 ㎡超